

2020年6月15日

文部科学大臣 萩生田光一様

全日本教職員組合（全教）

中央執行委員長 小畑雅子

「1年単位の変形労働時間制」導入の中止を求める要請書

新型コロナウイルス感染拡大による「緊急事態宣言」が解除され、各地の学校が再開されました。感染防止対策をとりながら、子どもたち一人ひとりに寄り添い、教育活動をすすめていくためには、多くの課題があり、全国の学校の教職員は、日夜を分かたぬ大奮闘をつづけています。

そのため、教職員の長時間労働の実態はまったく改善されておらず、「休校期間中においても時間外労働が生じていた」との報告もあります。また、休校期間の長期化により、各学校の年間指導計画の見直しが余儀なくされ、多くの地方自治体・学校が夏季休業の短縮を発表しています。もはや、学校現場に「繁閑の差」など存在しないことはあきらかです。

さらに、突然の全国一律休校や度重なる再開計画の変更、年度途中の「長期休業短縮」発表など、この間、学校現場において生じた事態と、それらが今後も起こり得ることを考えれば、事前に確定した労働日と労働時間を変更することのできない「1年単位の変形労働時間制」を学校の教職員に導入する条件も見通しありません。

昨年12月に成立した「給特法一部改正法」にもとづく文部科学省の「スケジュール」によれば、2021年度からの「1年単位の変形労働時間制」導入を可能にするために、文科省が「指針」を示し、遅くとも今年の9月議会において条例化することが予定されています。

しかし、上記の事態が生じた今、行うべきは、導入の条件も見通しもない「1年単位の変形労働時間制」導入するための「スケジュール」をすすめるのではなく、一律休校やその後の学校再開、感染防止と教育活動の再開にともなうさまざまな課題解決と予算措置のために必要な施策を最優先させることです。

以上、再開後の学校において感染を防止し、子どもたちのゆきとどいた教育条件と教職員の人間らしく働く権利を守るために、下記のことについて緊急に要請します。

記

1. 公立学校の教職員に「1年単位の変形労働時間制」を導入するための「スケジュール」を撤回し、「文部科学省令」「指針」などの作成を中止すること